

令和7年度決算に基づく健全化判断比率をお知らせします

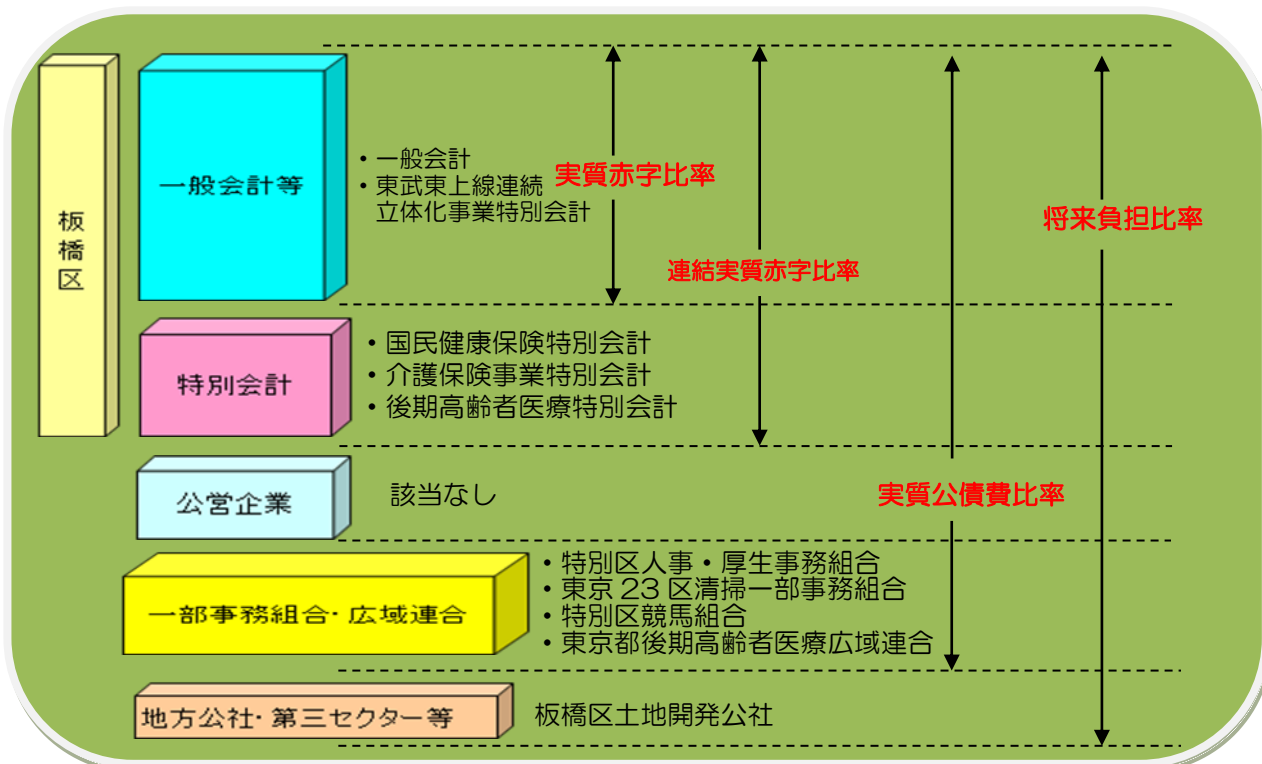
1 板橋区の健全化判断比率

板橋区の令和7年度決算に基づく健全化判断比率は、以下のとおり、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を大きく下回る結果となりました。

区分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
板橋区の比率		—	—	△1.3%	—
算出 比率	令和7年度	△6.85%	△8.06%	△1.3%	△95.0%
	令和6年度	△7.39%	△8.42%	△2.6%	△92.8%
	増減	0.54	0.36	1.3	△2.2
早期健全化基準		11.25%	16.25%	25.0%	350.0%
財政再生基準		20.00%	30.00%	35.0%	

2 健全化判断比率の対象について

健全化判断比率の算定にあたっては、板橋区の全ての会計と、区が加入している一部事務組合や広域連合、区が出資している地方公社や第三セクター等の団体に対する負債額等の負担見込額も含まれます。



3 健全化判断比率の説明

(1) 実質赤字比率

一般会計等の実質的な赤字が、区の平均的な年間の収入に対してどの程度となるかを示す指標です。板橋区では黒字のため、表示では「－」となり、早期健全化基準及び財政再生基準に該当していません。

家計に例えると、自分の世帯の年収に占める赤字の割合を表すものです。

(2) 連結実質赤字比率

実質赤字比率の範囲を国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計まで広げて算定した指標です。板橋区では全ての会計の収支が黒字のため、表示では「－」となり、早期健全化基準及び財政再生基準に該当していません。

家計に例えると、自分の世帯と子ども世帯の年収に占める赤字の割合を表すものです。

(3) 実質公債費比率

借入金の実質的な年間返済額が区の平均的な年間収入に対してどの程度の割合になるのかを示す指標です。3年間の平均値を算定することとなっており、今回は令和5年度から令和7年度の数値を算定の基礎としています。算定では23区が共同で設置している一部事務組合などの借入金の板橋区の負担分も含まれます。数値は、△1.3%となり、早期健全化基準及び財政再生基準に該当していません。

家計に例えると、自分の世帯の年収に占める実質的なローン返済額の割合を表すものです。

(4) 将来負担比率

借入金の残高や将来に区が支払うことを約束している経費、職員の退職金の負担見込額などの将来的に区が支払うべき負担見込額が区の平均的な年間収入に対してどの程度の割合になるのかを示す指標です。算定数値がマイナスとなったため、表示では「－」となり、早期健全化基準及び財政再生基準に該当していません。

家計に例えると、自分の世帯の負担となる実質的な借入金の総額が、年収の見込額に対してどのくらいの割合なのかを表すものです。

4 健全化判断比率の算定

算定にあたっての計算式等は、令和7年度決算に基づく東京都板橋区健全化判断比率審査意見書をご覧ください。

【参考】地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

I 健全化判断比率の公表等

地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下4点の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。

- ① 実質赤字比率（一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
- ② 連結実質赤字比率（一般会計等に特別会計を含めた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
- ③ 実質公債費比率（「借入金の実質的な年間返済額」の標準財政規模に対する比率）
- ④ 将来負担比率（退職手当の支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を把握するための比率）

II 財政の早期健全化

1 財政健全化計画

地方公共団体の財政状況が悪化し、健全化判断比率（I ①～④）のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

2 財政健全化計画の策定手続等

- ① 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。
- ② 財政健全化計画を定めた地方公共団体（財政健全化団体とも言う）は、毎年度、計画の実施状況を議会に報告し、公表するとともに、都道府県知事（総務大臣）に報告しなければならない。

3 国等の勧告

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、当該地方公共団体に必要な勧告をすることができる。

III 財政の再生

1 財政再生計画

再生判断比率（I ①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない。

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

- ① 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。
- ② 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- ③ 財政再生計画を定めた地方公共団体（財政再生団体とも言う）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表するとともに、総務大臣（都道府県知事経由）に報告しなければならない。

3 地方債の起債の制限

財政再生団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

財政再生計画に総務大臣の同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起すことができる。

5 国の勧告、配慮等

財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できる。

IV その他

外部監査

地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査の実施を求めなければならない。